

国民生活の安心の確保と向上を図る各種基金事業の継続を 求める意見書

国は、国民が安心して生活を送ることができる社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する交付金を創設し、これらの交付金を原資として都道府県などに設置させた各種基金を通じて市町村における迅速かつ柔軟な施策に対して財政支援を行ってきたが、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了することになっている。

しかしながら、これらの施策を今後も切れ目なく実施するためには基金事業の継続が必要であり、特に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金、安心こども基金、妊婦健康診査支援基金、介護職員処遇改善等臨時特例基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、地域自殺対策緊急強化基金及び地域グリーンニューディール基金においては、市民の命と健康を守り、福祉の向上などを図るための市民生活に直結した事業であり、多くの関係者から事業継続を求める声が上がると今後国の対応が懸念されている。

よって、国におかれては、国民生活の安心の確保と向上を図るため、これらの交付金による基金事業を今後も継続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
文部科学大臣
厚生労働大臣
環境大臣